

令和3年度 労働衛生行政のあらまし

◇ ウイズコロナ時代に安全で健康に働ける職場づくり ◇

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

神奈川県労働局（令3.4.22）

職業性疾病による休業4日以上死傷災害の発生件数は、長期的に緩やかな減少傾向にありましたが、平成29年以降徐々に増加し、特に、令和2年は新型コロナウイルス感染症などによって1,126人（前年比510人増加）（暫定値）と大幅に増加しています。令和2年に発生した職業性疾病の死亡災害は、脳・心臓疾患、熱中症、そして蜂に刺されアナフィラキシーショックによる労働災害で3人の方が亡くなっています。休業災害では、新型コロナウイルス感染症（413人）を除いた件数の75%が腰痛であって、次いで、熱中症、上肢障害、化学物質による健康障害などが発生しています。

強い心理的負荷による精神障害や過重な業務による脳・心臓疾患の労災請求件数は増加又は高止まりしており、事業場におけるストレスチェック制度をはじめとする事業場におけるメンタルヘルス対策の推進が必要になっています。

近年、がんのみならず、脳卒中、心疾患、肝疾患、難病、そして糖尿病など障害・疾病を抱える労働者が、仕事を続けながら、治療を行うことができるよう支援を行うことが重要となっており「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発を図る必要があります。

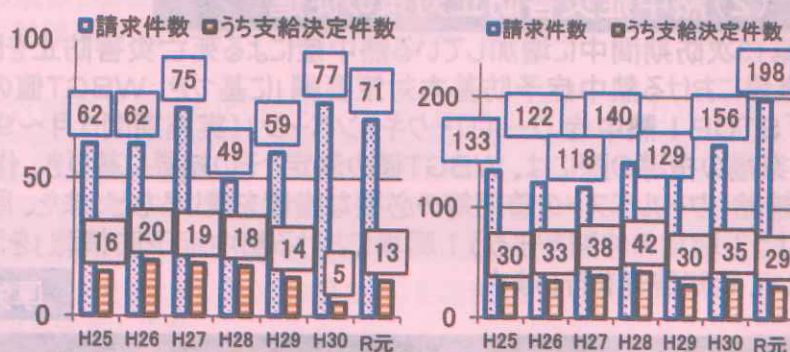
一般定期健康診断では、有所見率が5割を超え、毎年、増加傾向にあることから、健康診断で何らかの所見が認められた労働者に対し、産業医を活用した健康診断の事後措置を実施することが引き続き重要な課題です。

引き続き、新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新しい生活様式」に基づき、地域の状況に応じて、職場における新型コロナウイルス感染症の予防、健康管理の強化を図り、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに取り組む必要があります。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の 労災補償状況（図1・図2）

令和元年度の脳・心臓疾患の労災補償状況は、請求件数が71件（前年度比△6件）、支給決定件数が13件（前年度比+8件）でした。また、精神障害等の労災補償状況は、請求件数が198件（前年度比+42件）と大幅に増加し、支給決定件数が29件（前年度比△6件）となっています。

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況 図2 精神障害の労災補償状況



2 職業性疾病の発生状況（図3・図4）

(1) 令和2年の職業性疾病による死亡災害は、脳・心臓疾患、熱中症、蜂刺されによる死亡者3人で、直近8年間（平成25年～令和2年）の死亡者計31人のうち、脳・心臓疾患16人（52%）、熱中症10人（32%）を数えました。

(2) 令和2年の職業性疾病による休業4日以上死傷者数は1,126人で、このうち腰痛が537人（47.7%）を占めています。業種別では、保健衛生業（186人）、商業・金融・広告業（127人）、運輸交通業（83人）で多発し、これら3業種が腰痛全体の73.7%を占めています。

図3 業務上疾病発生状況

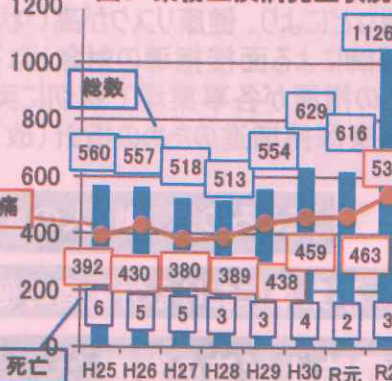
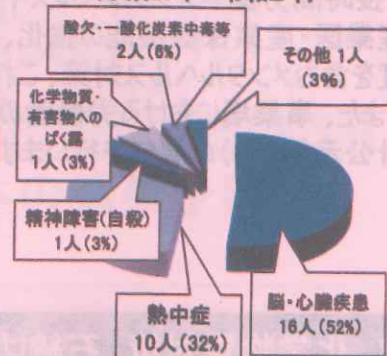


図4 業務上疾病による死亡災害
（平成25年～令和2年）

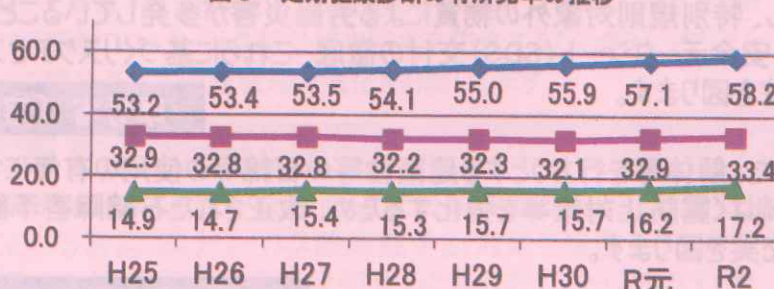


3 健康診断結果の状況（図5）

一般定期健康診断では、平成25年以降、有所見率（何らかの所見があった労働者の割合）が連続して増加しております。（令和2年全国の有所見率58.5%）

検査項目別では、血中脂質（33.4%）、肝機能検査（17.3%）、血圧（17.2%）、血糖（11.3%）など生活習慣病と密接な検査項目の有所見率が高くなっています。

図5 定期健康診断の有所見率の推移



第2 令和3年度労働衛生行政の重点

- 1 第13次労働災害防止推進計画重点業種等の労働災害防止対策の推進(腰痛予防対策の推進、熱中症災害防止対策の推進)
- 2 産業保健活動・メンタルヘルス対策の推進
- 3 化学物質対策・石綿ばく露対策の徹底
- 4 事業場における治療と仕事の両立支援
- 5 受動喫煙対策
- 6 電離放射線障害防止対策等
- 7 粉じん障害防止対策

1 第13次労働災害防止推進計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

(1) 腰痛予防対策の促進

第三次産業における腰痛による死傷災害が高止まりしているため、第三次産業の事業者や、重量物取扱い作業を行う事業者等に対して、職場における腰痛予防対策指針(平成25年6月改正)に基づく取組について周知、指導を行います。

厚労省 腰痛予防対策指針 [Q 検索](#)

(2) 熱中症災害防止対策の促進

第13次防期間中に増加している熱中症による死亡災害防止を図るため、令和3年4月20日付で見直された「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づき、WBGT値の測定及びWBGT値に応じた措置を推進する「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(実施期間5月～9月)を展開し、屋外作業や高温多湿な屋内作業場の指導の際には、WBGT値の測定とその結果に基づき、作業の一時中止、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置を講じるなど、また、厚労省委託事業ポータルサイト「学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報」を活用し、職場における熱中症対策の徹底について周知啓発を行います。

厚労省 熱中症ポータルサイト [Q 検索](#)

2 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにするため、産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策、これらの措置が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き、指導等を行います。

また、事業場における労働者の健康保持増進のための指針(改正令和3年2月8日健康保持増進のための指針公示第8号)の周知を行います。

こころの耳 働く人のメンタルヘルスポータルサイト [Q 検索](#)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針 [Q 検索](#)

3 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

化学物質による労働災害を防止するため、特定化学物質障害予防規則等の特別規則に基づく措置を徹底し、特別規則対象外の物質による労働災害が多発していることから、化学物質の譲渡・提供時のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の徹底、これらに基づくリスクアセスメントの実施及び当該結果に基づく措置の徹底を図ります。

厚労省 「溶接ヒューム等」特化則改正 [Q 検索](#)

また、解体等を行おうとする建築物等の石綿等の使用の有無について事前調査者の要件を明確化するなど石綿ばく露防止対策等を強化するため、改正された石綿障害予防規則等の周知指導を徹底する等の施策の充実を図ります。

厚労省 石綿則改正 [Q 検索](#)

石綿総合情報ポータルサイト(厚労省委託事業) [Q 検索](#)

4 事業場における治療と仕事の両立支援

神奈川県産業保健総合支援センターと連携して、あらゆる機会を捉え、平成31年3月に改訂された「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(以下「両立支援ガイドライン」という。)及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルや疾患別サポートマニュアルの周知を行います。また、治療と仕事の両立支援に取り組む事業者に対する助成金制度について、その周知、利用勧奨を行います。

神奈川県産業保健総合支援センター

Q 検索

治療と仕事の両立支援ナビ ポータルサイト

Q 検索

5 受動喫煙対策

職場における受動喫煙防止については、労働安全衛生法第68条の2に定められています。職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者は、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課しています。引き続き、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」(令和元年7月1日付け基発0701第1号)の周知啓発を図ります。

厚労省 職場における受動喫煙防止対策について

Q 検索

また、昨年に引き続き中小向け助成金があります(交付対象、助成金額は昨年度と変更予定です)。なお、申請手引きやリーフレットについては、第1四半期中に示される予定となっております。

*たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出制度は令和2年度で終了しました。

6 電離放射線障害防止対策

「放射線業務従事者に対する線量測定等の徹底及び眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策の再周知について」(令和元年11月1日付け基安発1101第1号)や目の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げなど令和3年4月1日から施行・適用された「電離放射線障害予防規則」や「電離放射線障害予防規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」に基づき対策の遵守徹底及び放射線測定器の適切な装着等の被ばく低減対策について、周知徹底を図ります。

「◆医療保健業に従事する皆さまへ◆ ～被ばく線量の見える化のために～ 線量測定は適切な方法で実施してください」リーフレット

厚労省 改正電離則

Q 検索

厚労省 放射線測定

Q 検索

7 粉じん障害防止対策

「第9次粉じん障害防止総合対策」(平成30年2月9日付け基発0209第3号)を踏まえ、第9次粉じん障害防止総合対策5か年推進計画に従って指導等を実施します。

厚労省 第9次粉じん障害防止総合対策

Q 検索

トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のための技術的事項について専門家検討会の報告書がまとめられ、粉じん障害防止規則等及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」が改正され、令和3年4月1日から施行(一部は令和4年4月1日施行)について周知啓発を行います。

厚労省 粉じん ずい道等建設工事

Q 検索

第3 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各関係団体が作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて、傘下団体・企業に対し周知等をお願いしてきてところです。また、厚生労働省では、特に、事業場において留意すべき事項となる「取組の5つのポイント」について、あらゆる機会を捉え、働きかけを行っています。「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化をお願いします。

新型コロナ 取組5つのポイント

Q 検索

職場における新型コロナチェックリスト

Q 検索

(参考)「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」(一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会)、「動画教材 職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を推進するためのポイント」・「動画教材 会議を行うにあたって新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのポイント」(独立行政法人労働者健康安全機構)

第4 神奈川県労働局の第13次労働災害防止推進計画における目標

神奈川県労働局HPに掲載

1 計画の期間

2018年4月～2023年3月までの5年間

2 計画の全体目標

○ 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少・25人以下(2017年比)

○ 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少・6223人以下(同上)

○ 業種別:建設業、製造業:死傷者数を10%以上減少・死亡者数を5人以下

:陸上貨物運送事業、小売業、飲食店:死傷者数を5%以上減少

:社会福祉施設:死傷年千人率で5%以上減少

3 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策(2017年末の集団分析を実施した事業場の割合:78.7%)

【目標】メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016全国値)とする。

【目標】ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者数50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:2017)とする。

(2) 腰痛予防対策(2017年末の疾病者数状況:438人)

【目標】腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

(3) 熱中症対策(前5か年の死亡者数:4人)

【目標】職場での熱中症による死亡災害を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。

推進状況は、

神奈川県労働局 第13次防

検索

で確認ください。

第5 お知らせ

○ 神奈川県産業保健総合支援センター・地域産業保健センター〔(独)労働者健康安全機構〕を活用しましょう。

独立行政法人労働者健康安全機構(神奈川県産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター)は、独立行政法人労働者健康安全機構法に基づいて設立された、厚生労働省が所管する法人です。

神奈川県産業保健総合支援センターでは、産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。産業保健スタッフ向けのサービス内容は、専門的相談対応(産業医、産業看護職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家が対応)、専門的研修等の実施、メンタルヘルス対策(メンタルヘルス促進員による個別訪問支援、メンタルヘルス専門家による相談対応)、治療と仕事の両立支援(両立支援促進員による個別訪問支援、窓口相談対応)、事業主・労働者に対するセミナーを無料で行っています。神奈川県内1拠点:神奈川県産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く労働者を対象として労働安全衛生法で定められた保健指導など産業保健サービスを無料で提供しています。小規模事業場向けサービス内容は、健康診断の結果について医師からの意見聴取、長時間労働や高ストレス者に対する面接指導、労働者の「こころ」と「からだ」の健康管理に関わる相談、専門スタッフによる個別訪問指導を行っています。神奈川県下12の労働基準監督署管内に配置された地域拠点:地域産業保健センターが活動を行っています。

○ 安全衛生優良企業公表制度の申請

厚労省 安全衛生優良企業制度

検索

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本社事業場を管轄する都道府県労働局長宛での申請が必要です。

○ 神奈川県労働局HPの活用やメルマガ登録をお願いします。

神奈川県労働局HPでは、事業場での取組を進めていただくための情報を提供し、法改正等、研修会・セミナーの開催予定等も掲載していますので、御活用ください。また、メールマガジンでも労働局関連各種情報発信していますので登録よろしくお願いたします。